

## 平成 29 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業募集要項

### 1 趣旨

大学院生の研究活動の活性化を図るため、国外における大学院生の国際会議（学会・研究集会）での研究発表に対し、学術奨励費を支給する。

### 2 応募資格

ドクターコース（現代社会文化研究科、自然科学研究科及び保健学研究科にあつては博士後期課程、医歯学総合研究科にあつては博士後期課程及び医学又は歯学を履修する博士課程）に在籍する学生とする。ただし、外国に留学する場合及び留学中の場合並びに先方等から旅費の支給がある場合は、除外する。

### 3 支給する学術奨励費

平成 29 年 4 月から平成 30 年 3 月までに行われる国外における学会・研究集会での研究発表に対して、渡航する地域により定められた別表の額の学術奨励費（渡航費、滞在費、学会参加登録料などの一部を含む）を、採択された学生に支給する。

### 4 学術奨励費に係る留意事項

各研究科において、本事業により支給される学術奨励費に加えて、同様の目的の経費を支給する場合は、旅費として支給しないこと。

なお、本事業により支給される学術奨励費と研究科から支給される経費の合計が、採択された事業に要する経費（渡航費、滞在費、学会参加費等）の額を超えることがないように留意すること。

### 5 申請手続

学術奨励費の支給を希望する者は、次のとおり所属研究科長を通じて、新潟大学長に提出する。

#### (1) 提出書類

- ①平成 29 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業申請書（様式 1）
- ②平成 29 年度新潟大学国際会議研究発表支援事業申請のための説明書（様式 2）
- ③当該学会等の概要及び開催日時、開催場所等が確認できる書類を添付すること。

#### (2) 提出先・提出期限

提出先 : 人文社会科学系大学院学務係  
提出期限 : 平成 29 年 7 月 21 日（金）

### 6 選考及び結果の通知

選考は、所属研究科長からの推薦に基づき、新潟大学大学教育委員会において行う。選考の結果は、所属研究科の長を通じて、9 月中旬（予定）に申請者あて通知する。

## 7 計画の変更・中止

申請した研究発表を変更又は取り止める場合は、選考中又は支給決定後を問わず、速やかに所属研究科長を通じて新潟大学長に報告し、その指示を受けなければならない。

## 8 報告書等の提出

学術奨励費の受給を受けた者は、帰国後、速やかに所属研究科長を通じて新潟大学長に報告書を提出しなければならない。その際、航空券の搭乗券（半券）のコピー又は、パスポート（出入国スタンプ押印ページ）のコピーをする添付すること。

## 9 問合せ先

人文社会科学系大学院学務係又は学務部教務課（教務企画係）

## 別表

## 国際会議研究発表支援事業旅行地域別支給額（上限）一覧

区分	旅行地域	適用地域	支給額 (上限) (※注)
A地域	東アジア	台湾, 大韓民国	10万円
	オセアニア	グアム (アメリカ合衆国)	
B地域	東アジア	中華人民共和国, モンゴル, 朝鮮民主主義人民共和国	15万円
	東南アジア	インドネシア, カンボジア, シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ・ダルサラーム, ベトナム, マレーシア, ミャンマー, ラオス, 東ティモール	
	オセアニア	ソロモン諸島, ナウル, ハワイ諸島 (アメリカ合衆国), パプアニューギニア, パラオ	
C地域	南アジア	全域	20万円
	中東	全域	
	アフリカ	全域	
	オセアニア	A地域及びB地域以外の地域	
	北米	全域	
	中米・カリブ海諸国	全域	
	ヨーロッパ, バルト三国	全域	
	ロシア, NIS 諸国	全域	
	南米	全域	
南極大陸	南極大陸及び周辺の島しょ		

(※注) 支給額（上限）は、選考審査の結果、変更となる場合があります。